

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月17日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第5号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第12条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条の2の規定に基づきこども家庭庁長官が定める給付金（平成23年厚生労働省告示第374号）に定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げる場所により管理しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第25条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準府令」という。）第22条の2第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準府令第22条の2第1項第4号のこども家</p>	<p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第12条 乳児院、<u>母子生活支援施設</u>、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条の2の規定に基づきこども家庭庁長官が定める給付金（平成23年厚生労働省告示第374号）に定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げる場所により管理しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第25条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準府令」という。）第22条の2第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準府令第22条の2第1項第4号のこども家</p>

庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

イ・ウ （略）

2 （略）

（児童自立支援施設の長の資格等）

第96条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する人材育成センターが行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(4) （略）

2 （略）

庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

イ・ウ （略）

2 （略）

（児童自立支援施設の長の資格等）

第96条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条に規定する人材育成センターが行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(4) （略）

2 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。